

【契約用】〔 〕様

## シルトピア油木居宅介護支援事業所重要事項説明書

(指定居宅介護支援)

(令和7年4月1日版)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

神石高原町指定 第 3474600032 号

当事業所は契約者に対して福祉サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 目 次

- 1, 事業所経営法人
- 2, ご利用事業所
- 3, 職員の配置状況
- 4, 当事業所が提供するサービスと利用料金等
- 5, サービスの利用に関する留意事項
- 6, 緊急時の対応
- 7, 事故発生時の対応
- 8, 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- 9, 業務継続計画の策定
- 10, 虐待防止
- 11, 苦情の受付について
- 12, その他

---

#### 1. 事業所経営法人

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 東城有栖会       |
| (2) 法人所在地 | 広島県庄原市東城町川西947番地の2 |
| (3) 電話番号  | 08477-2-2215       |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高原 淳 尚         |
| (5) 設立年月  | 昭和47年 5月 2日        |

#### 2. ご利用事業所

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援 平成12年 4月 1日指定<br>神石高原町 第 3474600032 号 |
| (2) 事業所の目的 |  |

社会福祉法人東城有栖会が開設するシルトピア油木居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という）が、要支援及び要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

- (3) 施設の名称 シルトピア油木居宅介護支援事業所
- (4) 施設の所在地 広島県神石郡神石高原町油木甲5071番地1
- (5) 電話番号 0847-82-2124
- (6) 施設長 氏名 正 峯 政 子
- (7) 開設年月 平成12年4月1日
- (8) 通常の事業の実施区域 神石郡神石高原町 庄原市東城町
- (9) 営業日及び営業時間  
営業日 年中無休  
サービス提供時間帯 通常午前8時30分から午後5時30分まで

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
(1) 管理者	1名
(2) 主任介護支援専門員（管理者兼務）	1名
(3) 介護支援専門員	1名以上

〈職務内容〉

(1) 管理者

事業所全体の管理業務を主とする。

(2) 介護支援専門員

介護保険制度に基づいて定められたケアマネジメントを専門に行う。

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条・5条・6条・7条参照）

〈サービス概要〉

○利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう適切な保健医療及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場で居宅サービス計画を作成し、サービス提供事業者の調整を行う。

○利用者の求めに応じ、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複

数の事業所の紹介及び、居宅サービス計画に位置付けた理由について説明を行う。

- 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については書面での交付及び説明、介護サービス情報公表制度において公表する。詳細は別紙①参照。

#### 〈サービス利用料金〉

以下のサービスについては、契約者の負担はありません。詳細は別紙②参照。

- ①居宅介護支援費
- ②特定事業所加算
- ③入院時情報連携加算
- ④退院・退所加算
- ⑤初回加算
- ⑥ターミナルケアマネジメント加算
- ⑦緊急時居宅カンファレンス加算
- ⑧通院時情報連携加算

#### (2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

#### (3) 利用の中止・変更・追加していただく場合

利用予定日の前に、契約者の都合により、中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者に出してください。

### 5. サービス提供の利用に関する留意事項

#### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

実際のサービス提供にあたっては、事業所が選任した介護支援専門員が公正中立にサービスを提供します。

#### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第3条参照）

##### ○契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事業その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

##### ○事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により介護支援専門員を交替することがあります。その場合、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ○定められた業務以外の禁止

契約者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ○居宅介護支援サービス実施に関する指示・命令

居宅介護支援サービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は居宅介護支援サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとしします。

#### ○備品等の使用

居宅介護支援サービス実施のために、契約者の居宅を訪問した際、事業所に連絡する場合の電話等を使用させていただきます。

## 6. 緊急時の対応

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

## 7. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- (2) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

## 8. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための

計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 10. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

#### 11. 苦情の受付について（契約書第19条参照）

##### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付窓口（担当者） [職名] 地域支援係長 安田 祥一
- ② 受付時間 年中無休毎日 8:30~17:30  
TEL0847(82)2124 Fax0847(82)2259  
Eメール siltopia@crocus.ocn.ne.jp

##### (2) 行政機関その他苦情受付機関

- ① 神石高原町保健福祉センター 所在地 〒720-1522  
広島県神石郡神石高原町小畠 1701 保健課介護保険係  
TEL0847(89)3535 Fax0847(85)3541  
受付時間 8:30~17:15
- ② 広島県国民健康保険団体連合会 所在地 〒730-8503  
広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館  
TEL082(554)0783  
受付時間 8:30~17:15
- ③ 広島県社会福祉協議会 所在地 〒732-0816  
広島市南区比治山本町 12-2 県社会福祉会館内  
TEL082(254)3411 Fax082(252)2133  
受付時間 8:00~17:00
- ④ 第三者委員 川上忠志 所在地 〒720-1812  
広島県神石郡神石高原町油木甲 2400-2  
TEL0847(82)0272

前原孝史 所在地 〒720-1901  
広島県神石郡神石高原町小野 304  
TEL0847(83)0434

### (3) 苦情解決の流れ

苦情を受け付けた場合、内容について記録し、その解決概要についても記録することとしますが、その流れは契約書にあるとおりで、以下のようになります。

- ①利用者は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ②事業所は、契約者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて契約者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、契約者は、利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- ③事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。
- ④事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
  - ※ 契約者や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
  - ※ 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
  - ※ 契約者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- ⑤事業者は、苦情の解決に際しては必要に応じて市町または国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

## 12. その他

- (1) 事業者は、契約書の第9条本文の場合に備えて、賠償保険に加入しています。
- (2) 事業者は、弁護士法人 ALG&Asssociate s と顧問契約を締結しています。
- (3) 事業者は、提供する居宅介護支援に関して、利用者に対する背信行為等不適切な業務が認められた場合には、弁護士法人 ALG&Asssociates の監督のもと適正な措置を講じるよう努めます。

令和 年 月 日

説明場所 自宅・施設・その他( )

重要事項の説明を行いました。

シルトピア油木居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員

氏名 ㊟

重要事項の説明を受けました。

契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

家 族

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

続柄（利用者との関係） \_\_\_\_\_

契約者の代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

続柄（利用者との関係） \_\_\_\_\_

<重要事項説明書付属文書>

1. 当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

介護保険法関係

[介護老人福祉施設]	平成12年 3月30日指定 広島県3474600172号 定員32名
[ユニット型介護老人福祉施設]	令和 5年 8月 1日指定 神石高原町3474600248号 定員33名
[居宅介護支援]	平成11年 8月31日指定 神石高原町3474600032号
[通所介護]	平成12年 3月22日指定 広島県3474600149号 定員30名
[介護予防通所介護]	平成18年 4月 1日指定 ※同番号
[短期入所生活介護]	平成12年 3月22日指定 広島県3474600164号 定員11名
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年 4月 1日指定 ※同番号
[訪問介護]	平成12年 3月22日指定 広島県3474600156号
[介護予防訪問介護]	平成18年 4月 1日指定 ※同番号

障害者総合支援法関係

[居宅介護]	平成18年10月 1日指定 神石高原町3414600043号
[重度訪問介護]	平成18年10月 1日指定 ※同番号
[短期入所]	平成18年10月 1日指定 定員11名
[移動支援]	平成18年10月 1日指定 神石高原町3463800049号
[日中一時支援]	平成18年10月 1日指定 神石高原町3463800601号
[就労継続支援B型]	令和 3年 4月 1日指定 3414600020 定員20名

2. 隣接施設の概要

- (1) 建物の構造 木造平屋建
- (2) 建物の延床面積 243.46㎡
- (3) 実施事業

介護保険法関係

[認知症対応型通所介護]	平成21年 4月 1日指定 神石高原町3494600020号 定員12名
[介護予防認知症対応型通所介護]	平成21年 4月 1日指定※同番号

障害者総合支援法関係

[共同生活援助]

平成21年 4月 1日指定

神石高原町3424650012号 定員6名

(4) 施設の周辺環境

施設は、国道182号線添いに位置し、周辺には図書館や住宅、体育館等の施設が集まっており、自然環境に恵まれている。

(5) 交通機関

福山方面よりお越しの方

車で約60分

バス利用の場合、福山駅より油木及び東城行き東廻り約80分油木下車、東城行きに乗り換え約10分、古市別れ下車、徒歩15分。

※油木よりタクシー5分。

東城方面よりお越しの方

車で約15分

バス利用の場合、東城駅前より油木及び福山行き約30分古市別れ下車、徒歩15分

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「居宅サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第5条参照）

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③利用者に介護事故等が発生した場合、速やかに医師又は看護職員と連携のうえ、契約者本人や家族と協議しながら最善の方法を尽くします。
- ④利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はご家族、契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(別紙 ②)

## シルトピア油木居宅介護支援事業所

(居宅介護支援) 利用料金表 (1 か月あたり)

(令和6年4月1日版)

① 居宅介護支援費

	I	II(45件以上)	III(60件以上)
要介護度1・2	10,860円	5,440円	3,260円 /月
要介護度3・4・5	14,110円	7,040円	4,220円 /月

② 特定事業所加算 I 5,190円/月

II 4,210円/月

III 3,230円/月

A 1,140円/月

③ 入院時情報連携加算 I 2,500円/月 II 2,000円/月

④ 退院・退所加算 (I) イ 4,500円/回

(I) □ 6,000円/回

(II) イ 6,000円/回

(II) □ 7,500円/回

(III) 9,000円/回

⑤ 初回加算 3,000円/月

⑥ ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/月

⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/月(上限2回)

⑧ 通院時情報連携加算 500円/月(上限1回)